

<住宅リフォームエキスパート>増改築相談員新規研修会

住宅の増改築・リフォームを行うことにより住生活の向上を図りたいという需要が高まっており、消費者から相談を受け、要望に的確に答えられる相談員が必要になっています。

住宅リフォームエキスパート(増改築相談員)とは、住宅の新築工事またはリフォーム工事に関する実務経験を5年以上有する方を対象として、益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが企画した住宅リフォーム工事に関する専門知識を習得するための研修を受講し審査に合格した方が登録され、昭和60年から始まり全国で約9,200の方が登録されています。

受講をご希望の方は、ぜひ、この機会にお申し込みください。

講習日時・会場

2023年11月18日(土)

(受付7:30~) 8:00~17:40

「全建総連福島県連会館」

福島県大玉村玉井字北ノ内65-1

TEL(0243)68-2121

受講料

組合員→18,000円 組合員外→20,000円

(テキスト代、登録料、消費税込)

郵便局備付の振込用紙にてお支払下さい。

口座番号:02270-7-98368

加入者名:全建総連福島住宅センター

※申込締切後の受講料の返還は致しません。

申込方法

所属組合へお申し込みください。

添付書類

顔写真1枚(縦4.0cm×横3.0cm)

(裏面に氏名を記入)

払込金受領証又は受領証のコピーを添付して下さい。

申込締切

2023年11月2日(木)必着

受講資格

住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する実務経験を5年以上有する者。(営業は除く)

1. 新築住宅の設計、施工、施工管理(共同住宅も可能)
2. 住宅リフォームの設計、施工、施工管理(共同住宅も可能)
3. 住宅設備機器に関する設計、施工、施工管理
(営業、住宅の解体、足場の設置、資材運搬等は対象外です。)

講習内容(カリキュラム)

		科目
1	一般知識編1	総論・相談・工事の進め方
2	一般知識編2	性能向上リフォーム等
3	一般知識編2	住宅の点検と補修
4	一般知識編2	設備のリフォーム
5	最新情報編	最近のトピック
6	最新情報編	関連法規・制度等
7	最新情報編	関連融資・住宅の税金
8	最新情報編	トラブル事例とその対応
9		介護保険における住宅改修・実務解説
10		考査

相談員に登録されると

- ①(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター認定の「<住宅リフォームエキスパート>増改築相談員」の資格を得ることができます。
- ②登録情報の公開を希望された方の情報を、インターネットのHPへの掲載及び名簿を都道府県、市町村、消費生活センター等の諸機関に配布し、消費者に情報提供されます。
- ③地域と密着した住宅相談に応じることができ、社会的信用が深まります。
- ④増改築を考えている消費者の強い味方になることができ、私たちに不足している営業力が身に付きます。
- ⑤地域に信頼される建築活動に役立ちます。
- ⑥相談員には(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターから新しい技術・施工・制度などの情報が提供されます。

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター指定教習機関

全建総連福島住宅センター

〒969-1302 福島県安達郡大玉村玉井字北ノ内65-1 TEL0243-68-2121 FAX0243-68-2122

URL <http://kensetufukushima.jp> E-mail:kenren@kensetufukushima.gr.jp